

静岡県監査委員告示第20号

令和8年7月27日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和8年10月9日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 松本 早已
静岡県監査委員 増田 享大
静岡県監査委員 河原崎 聖

第1 請求人

駿東郡長泉町東野515-138 芹沢 博親

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和8年7月27日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県知事に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

①誰が。（県の執行機関又は職員）

静岡県財務部財産管理課（私の鑑定評価書の開示請求に対して作業を始めた部署）

②いつどのような財務会計行為を行ったか。

B氏は不動産鑑定評価書の開示請求を多数の部署で乱発しています。

不動産鑑定評価書の開示請求はほぼ100%がB氏によるものだというのが周知の事実です。ですので私の松崎町の保健所の鑑定評価書の開示請求もB氏によるもので間違いないと思います。

B氏の不動産鑑定評価書の開示請求は多数の部署で乱発されています。

これは権利の濫用であり違法です。

B氏の不動産鑑定評価書の開示請求の詳細は私が多数の情報開示請求をすれば明らかになりますが、担当部署に煩雑な作業をお願いすることになるのでしません。

B氏による不動産鑑定評価書の開示請求乱発の実態は文書課等に問い合わせいただければ分かることだと思います。

◎権利の濫用とは「形式上、正当な権利行使の外形を備えるが、その目的や態様、結果等からみて社会的相当性を欠き権利本来の目的内容を逸脱するため実質的には正当な権利行使と認められないと判断される行為」です。民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定しています。

◎B氏（不動産鑑定士） 住所（略）

B氏による不動産鑑定評価書の開示請求の乱発（権利の濫用）の内、その一部である財産管理課に対する私の松崎町の不動産鑑定評価書の開示請求により財産管理課が不当に労務の提供、対応（鑑定評価書の開示の可否、開示の範囲の検討、開示に向けたスケジュール表の作成、調整等）をせまられた。

これにより少なくとも1万円の損失が生じている。

③その行為はどのような理由で違法又は不当なのか。

情報開示請求は性善説に立って良識をもって行使されることが想定されている。

しかし、B氏の鑑定評価書の開示請求は異常なほどに乱発されており、鑑定評価書の開示請求のほぼ100%はB氏によるものである。

このような悪意の鑑定評価書の開示請求は想定を超えるものであり権利の濫用で違法である。それに対する労務の提供も違法である。

④その行為によりどのような損害が県に生じているか。

財産管理課が不当に労務の提供、対応をせまられたことによりすでに1万円の損害が生じている。

⑤どのような措置を請求するのか。

静岡県がB氏に上記損害の賠償を請求すること。

また、県の財産管理課はB氏の私の松崎町の鑑定評価書の開示請求を拒否すること（損害発生の予防措置）

更に、悪意の情報開示請求を牽制するために開示請求の目的を聞くこと。

2. 請求者

住所 静岡県駿東郡長泉町東野 515-138

氏名 芹沢 博親

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書（想定スケジュール表）を添えて必要な

措置を請求します。

令和8年7月27日

静岡県監査委員 様

(注) 1 措置請求書原文に即して記載したが、Bは原文では実名で記載されている。

2 添付資料として想定スケジュール表等が提出された（内容は省略）。

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和8年9月9日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書の記載等から、請求人は「B氏は不動産鑑定評価書の開示請求を乱発しているため、B氏の開示請求は権利の濫用であって違法であることから、令和8年7月15日にB氏が行った開示請求に対する財産管理課の労務の提供も違法又は不当であり、また、財産管理課が不当に労務の提供を迫られたことにより、少なくとも1万円の損失が県に生じている。財産管理課職員への給料の支給は違法又は不当な支出であるため、返還請求をせよ。また、県がB氏に対する損害賠償請求権を行使しないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であるため、B氏に対して損害賠償請求権を行使せよ。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。
- ・「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県財務部財産管理課

3 請求人の陳述（要旨）

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和8年9月18日に陳述を行った。

請求人は、陳述用の資料として、令和8年9月11日に次の「意見書」を提出した。

意見書

令和8年9月11日

芹沢博親

静岡県監査委員会 御中

1. B鑑定士の開示請求の違法性（権利の濫用）

①A元鑑定士関連の大量の評価書（農地）の開示請求

B鑑定士は7月15日に私の松崎の不動産鑑定評価書の開示請求をしました。

これだけをみると権利の濫用ではありません。

しかし、これはB鑑定士の数百件に及ぶ鑑定評価書の開示請求の一部と捉えれば権利の濫用と言えます（情報開示条例4条1項）。

私には開示請求されるような心当たりがありません。

強いてあげれば同じ物件をA元鑑定士が鑑定評価していたことです。

B鑑定士の開示請求は乱発されており、これに対応した県職員の人件費は数百万円になるでしょう。

（権利の濫用の判断要素・判断基準）

権利の濫用になるか否かは一般に下記のような要素を総合して判断します。

- 権利行使の目的（嫌がらせ目的があるか等）
- 権利行使の必要性・相当性があるか
- 当事者の利益と不利益のバランス（不利益の方が大きくないか）
- 社会通念に照らして是認されるか（社会的相当性）

権利の濫用の典型例として、現在B鑑定士から県に対してA元鑑定士の過去5年分の農地の鑑定評価書、意見書の全てを開示するように請求がされています。

『～の全て』というのは権利の濫用の典型例とされています。

絞り（限定）がなく相当性を欠くからです。

また、A元鑑定士は県からの鑑定依頼が多くB鑑定士の第一のターゲットとされ敵視されてきました（A事件、A帝国等。添付書類③右上）。

なのでA元鑑定士に対する嫌がらせも請求の目的の1つになっていると思われます。

B鑑定士は現在袋井土木事務所の菊川市の農地の買収に関して裁判中です。

その農地の鑑定評価を行ったのがA元鑑定士です。

時期や土地の地目（農地）からB鑑定士は上記裁判のための資料として上記の鑑定評価書の開示請求をしたものと推認されます。A元鑑定士も県もそのように捉えています。

上記の開示の対象となる鑑定評価書、意見書は 100 件（冊）を超え 150 件位になるかもしれないと言われています。県内各地の土木事務所、農林事務所などおそらく 10 以上の部署でファイルから該当する鑑定評価書を探して P D F にするのは大変な作業です。トータルでは 1000 ページを軽く超えるでしょう。

請求する方は簡単ですが、対応する県、県の職員は大変です。大変な費用です。

情報開示請求は形式的には無条件、無制約、目的を問わずです。

しかし、B 鑑定士の開示請求の目的が袋井土木事務所の裁判のためだとすると三島や御殿場の農地の価格は菊川市の農地の価格とは関連性がほぼないので菊川市周辺の農地の鑑定評価書のみの開示を求めれば足りるはずです。

開示の請求人は 目的に沿って開示請求の範囲を絞るべきであり 『～の全て』という開示請求は権利の濫用の典型例であり、必要性・相当性がありません。

B 鑑定士の開示請求は相手方の県や A 元鑑定士の不利益が大きく社会的相当性を欠いています。

県も請求が大量の場合は任意で請求の目的を聞いて 目的に沿った請求に誘導すべきです。

県には権利の濫用事例についての ガイドラインや マニュアルが必要です。

②県依頼の鑑定報酬一覧表

B 鑑定士は別紙③の県依頼の鑑定報酬一覧表を 2 度に分けて県内の鑑定士に郵送してきました。

添付書類③の県発注の鑑定報酬一覧表は令和 6 年 10 月までの約 6 年分のものですが総数は 1,378 件です。その前の平成 26 年から平成 30 年の報酬一覧表では総数が 864 件です。トータル 2,242 件です。

正規には 2,242 件分の請求書等の開示を求めて作ることになります。

異常な件数です。

証明はできませんが、B 鑑定士の 大量の開示請求に県は対応できず添付書類③の報酬一覧表を県が作成して B 鑑定士に渡すことで B 鑑定士に了解してもらったと言われています。これなら一覧表ができた経緯を納得できます。

県には是非調査をお願いしたいです。

県が報酬一覧表を B 鑑定士個人のために作成することは法的根拠がありません。

これは プライバシー侵害の大問題です。

報酬一覧表を誰が作ったにせよ報酬一覧表の公表はプライバシー侵害であり開示された情報の不正使用ですから県は B 鑑定士に今後の公表の中止を求めなくてはなりません（条例 4 条 2 項）

要するに B 鑑定士の開示請求が 大量すぎて県が本来の対応ができなかった、それほど大量、乱

発であったということです。社会的相当性を欠くのです。

仮に 2,242 件分を県がコピーして B 鑑定士に渡したとしてもその量、作業量を想像してみてください。職員の労力、人件費も許容範囲を超えるでしょう。

いずれにしても現状は情報開示請求者の権利保護に偏っており、請求の対象者、県や県の職員の利益保護が軽く見られています（条例 7 条）。

③健康被害

B 鑑定士による鑑定評価書の開示請求、住民監査請求により県の幹部職員が体調不良により休職を余儀なくされています。

今のような状態が継続すれば今後もこのような事は再発するでしょう。

今の状態を異常だと認識することが必要です。

そして再発防止策を講じる必要があります。

2. 事前承諾制（契約違反）

鑑定評価書、契約前に県に提出する確認書（鑑定評価のスケジュールや内容を記載した書面）には県が鑑定評価書を外部に公表する場合には事前に鑑定士の事前承諾が必要な事が記載されています（添付書類⑤）。

この事前承諾制は県もよく承知しています。

これは悪意の第 3 者から鑑定士を保護するための記載で鑑定協会は必要的記載事項としています。これを記載しないと指導されます。

私の鑑定評価書、確認書にも事前承諾制が記載されています（添付書類⑤）。

県はこの事前承諾制を承知して契約しているので事前承諾制は黙示的に契約の内容になっています。

従って、鑑定士の事前承諾なく鑑定評価書を外部に開示するのは契約違反・違法です（添付書類⑥）。

3. 結論

以上より、B 鑑定士の私に対する松崎の鑑定評価書の開示請求は権利の濫用及び契約違反により違法です。

鑑定評価書の開示には開示の可否、開示の範囲、開示しない部分（黒塗り部分）の根拠規定の検討、開示決定の通知等、多くの作業が必要です。

とても 1 万円の人件費では収まりませんが今回は 1 万円として請求します。

従って、違法な請求により県職員は違法な開示作業を強いられ違法な人件費がかかっているのでその分を B 鑑定士に請求すべきです。

B鑑定士の開示請求が違法ならば県は開示請求を断ればよい、B鑑定士の請求に応じた県がB鑑定士に1万円を請求するのはおかしいとも思われます。

しかし、このような状況を作ったのはB鑑定士です。

B鑑定士に原因があります。なので、県がB鑑定士に人件費として1万円を請求してもおかしくはありません。

違法な状態を作った人がその違法性を主張するのは禁反言、信義則に反します。

(添付書類)

- ①意見書（開示を100%拒否、7/27）
- ②開示決定通知書（8/21）
- ③県依頼の鑑定報酬一覧表等
- ④県の情報公開条例3条、4条、7条
- ⑤私の鑑定評価書（松崎）、確認書（事前承諾制）
- ⑥福岡高裁の判例（事前承諾制の契約あり。評価書の著作物性を認める）
- ⑦B鑑定士に対する懲戒請求書（B鑑定士の行動の参考資料）
- ⑧懲戒手続き不能との通知（B鑑定士の請求の異常性を示すもの）（⑦の懲戒請求書4）
- ⑨業者登録の抹消請求（B不動産鑑定所の事業実績）

以上

(注) 1 「意見書」原文に即して記載したが、Bは原文では実名で記載されている。

2 資料①から資料⑨が添付されている（内容は省略）。

また、請求人は、陳述用の資料として、令和8年9月14日に次の「意見書2（追加）」を提出した。

意見書2（追加）

令和8年9月14日
駿東郡長泉町東野 515-138
芹沢博親

静岡県監査委員会 御中

1. 県の損害についての法律構成

今回の監査請求では不当な労務費1万円がかかっているなのでその分をB鑑定士に請求すべきだ、としていました。ただ、実際にお金のやりとりがあったわけではないので監査請求の法律構成としては弱い点でした。

しかし、見方を変えれば権利の濫用によって県にはB鑑定士に1万円の損害賠償請求権（民法

709 条) が発生しており、必要ならば損害賠償請求の裁判を行ってその権利、債権を行使すべきだというように構成することもできます。

不当な労務の対価が 1 万円として監査請求していますが、見方を変えれば上記のように不法行為による損害賠償債権 1 万円を行使してくださいということもできます。

これは主張を変えたのではなく幾つかの主張の方法があります、ということを主張しています。

以前と請求の実質は同じで別の法律構成も可能、との主張です。

請求が認められるのであればどういう法律構成であってもかまいません。

2. 権利の濫用、報酬一覧表

県依頼の鑑定報酬一覧表は県が作成して B 鑑定士に渡したと言われています。

この点については触れないで済めばよいなと思っていましたが他にカードがないので触れることにしました。

証明はできませんが複数の部署でこの話をするとう職員は驚いた様子もなく肯定も否定もしません。普通なら『えっ、誰がそんな事を言っているの』という反応になると思います。おそらく B 鑑定士に関連する部署の数十人が知っている事実だと思います。

実際にはコピー代の領収書の開示を求めれば分かります。

いつまでも隠せない事実だからオープンにした方がよいです。

この報酬一覧表には 4 つの問題点があります。

①規定違反

請求書等のコピーを渡すという正規の対応に替えて報酬一覧表を渡すことで代替してよいという規定があるのでしょうか。B 鑑定士がそれでよい、と言ったから良いということではないと思います。特定個人の優遇は許されません。

②プライバシー侵害

B 鑑定士が報酬一覧表を各鑑定士に配布したのは各鑑定士の プライバシー侵害で違法です（民法 709 条）。

報酬一覧表を県が作成すること自体は鑑定の依頼状況を把握するために必要だとすれば問題ありません。

しかし、その一覧表を B 鑑定士に渡したとなると県も各鑑定士のプライバシーを侵害しています。B 鑑定士の共犯です。

この一覧表の B 鑑定士への交付はまだ続いている可能性があります。

東部農林事務所の最近の住民監査請求（1 P）で B 鑑定士は令和 7 年度の県依頼の鑑定依頼総

件数（242 件）、報酬合計（7300 万円余）、1 番多かった鑑定士の鑑定件数（33 件、全体の 13% 余）、鑑定報酬額（678 万円余、全体の 9 %余）を載せています（※）。

未だに一覧表を交付していたら違法なので直ちに止めるべきです。警告します。

③報酬一覧表の代金

県が報酬一覧表を B 鑑定士に渡したとして、2,242 件分のコピー代を B 鑑定士に請求しているのでしょうか。

請求していないとすれば請求すべきであり今後監査対象になるでしょう。

④行政のゆがみ・危惧

B 鑑定士の暴走とも見られる開示請求、住民監査請求について県は何も反撃行動を取っていないようにみえます。

県は一度開示請求を拒否して B 鑑定士が裁判で争ったら受けて立てばよいと思います。県職員にそのように提言したこともあります。

しかし、県は B 鑑定士のなすがままです。

私が危惧するのは県は B 鑑定士に何か弱みを握られているのではないか、そのために B 鑑定士に何もできないのではないか、県政が歪められているのではないかという点です。そういう疑念を持たれる時点で問題です。

B 鑑定士の性格からすると報酬一覧表を県からもらったと自慢しそうです。

自分で作ったのなら 2000 件以上で大変だったと言います。

それを言わないのはこれを県に対するカード（県は違法なことをした）として温存しておきたかったからではないかとも思われます。

3. 異常事態の正常化

B 鑑定士の活動により県の鑑定依頼の偏重が相当程度改善したことは B 鑑定士の活動のプラス面として評価できます。

しかし、それ以降はやり過ぎが目立ちます。

B 鑑定士による開示請求は乱発されていますが、住民監査請求も乱発されています。今月 9 日に受理された住民監査請求は B 鑑定士によるものが複数あり監査課の処理能力を超えているのではないかと危惧します。

監査課のメインの仕事は定期監査と決算審査でありこの本来の業務に支障がでているのではないかと危惧します。

監査課の人員増や 60 日の間に提起できる住民監査請求を 1 つにする処理規則を設けるなどの対

策が必要です。

B鑑定士にはもっと生産性の高い場面で能力を活用して欲しいと願います。

また、県については間違った点があったのなら是正してほしいと思います。

『裸の王様だ』と言う勇気を持って欲しいと思います。

鑑定士も無関心、行動なしの人が多いです。

B鑑定士は『行動しない人の話は聞かない』と言っています。その通りです。

私の願いは県、鑑定士、Bさんの3者が今の状態を異常だと認識して正常化に向けて行動してくれることです。

60日ルールにはこだわりません。

充実した検討をお願いいたします。

以上

(注) 1 「意見書2(追加)」原文に即して記載したが、Bは原文では実名で記載されている。

2 令和8年8月12日付け静岡県監査委員告示第16号の1頁目が添付されている(内容は省略)。

さらに、請求人は、陳述用の資料として、令和8年9月17日に次の「県の意見書に対する反論」を提出した。

(県の意見書に対する反論)

令和8年9月17日

芹沢博親

1. 権利の濫用

意見書でも言ったように私への開示請求だけをみれば権利の濫用ではありません。

しかし、権利の濫用は特定の課の特定の行動だけを問題にしているのではなく静岡県全体を相手にしたB鑑定士の全ての行動を問題にしています

財産管理課宛の鑑定評価書の開示請求だけに限定するのは事件を矮小化しています。

県の意見書の1ページ目の第3の『権利の濫用にあたるかの判断は基準の条例第4条解釈において以下のとおり規定されている。・・・枠』としています。

しかし、これは権利の濫用のパターンの典型例を例示したにすぎず、権利の濫用はこのパターンに限定されるものではありません。

2千件以上の請求書の開示請求、A元鑑定士を標的とした150件程度の鑑定評価書の開示請求、監査課を標的とした監査請求等を総合的にみないと権利の濫用か否かは判断できません。

9月9日に受理した監査請求では『監査委員の態度が悪いから・・・報酬を返せ』と言っています。これは監査の理由になっていません。『報酬を返せ』と言えば形式的には監査請求は成立します。理由は何でもよいです。『職員Aは挨拶しないから』とか『今日は天気が悪いから』とかいうのと同じレベルの理由です。こんな理由でよいなら百件でも2百件でも監査請求できます。

2. 目的

B鑑定士は目的を答える義務はありません。しかし、目的を任意（強制力なく）で聞くことは禁止されていません。

大量の請求の場合は聞くことが合理的です。150件が10件、20件に減らせるかもしれません。県費の浪費防止の可能性があります。

3. 報酬一覧表

県が作成したとの大きな疑惑について触れていない。否定していません。

こんな大事なことについて否定しないのは異常。

ウソならデタラメを言うなど否定するのが普通です。

否定するとウソをつくことになるから触れず、否定もせずです。

議会は調査権を行使して誰が作成したかを調査して欲しいです。

大量過ぎて本来のコピーして渡すということの代わりに一覧表作成で了解してもらったというのは処理能力を超えたことの証明です。

4. プライバシー侵害

B鑑定士は報酬一覧表を配布してプライバシー侵害を繰り返しています。

不適正な使用が繰り返される場合は権利の濫用になります（4条の枠内の最後）。

5. 事前承諾性

県の意見書は事前承諾性について触れていません。

県もB鑑定士も事前承諾性は知っています。

開示するのも開示請求するのも違法です。

以上

(注) 「県の意見書に対する反論」原文に即して記載したが、Bは原文では実名で記載されている。

陳述では、「意見書」、「意見書 2（追加）」及び「県の意見書に対する反論」等に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

（意見等）

- ・ 今回の住民監査請求で問題としている財務会計行為は、財産管理課職員への給料の支給と、県が B 氏に対する損害賠償請求権を行使しないことの両方である。

4 監査対象機関の意見書の提出

監査対象機関である静岡県財務部財産管理課からは、令和 8 年 9 月 11 日付けで次の意見書が提出された。

静岡県知事に対する措置請求に対する意見書

第 1 不動産鑑定評価書の開示請求を乱発することの主張について

開示請求は、「静岡県情報公開条例」（以下、「条例」という。）に従い行われており、インターネットによる請求の場合は、法務文書課が受付けた後に、担当課に開示請求書が転送され、直接担当課に持ち込まれた場合や担当課宛に郵送で届いた場合は、担当課が直接受け付け、該当の公文書を特定し、公文書開示の手続を行うことになる。

その上で、令和 8 年度の当課あて不動産鑑定評価書の開示請求は、数件程度である。

第 2 開示請求の目的を問うことの主張について

「静岡県情報公開条例解釈及び運用の基準」（以下、「基準」という。）の条例第 5 条解釈では、「開示請求権は、開示を請求する理由や利用目的を問うことなく公文書の開示を請求することができる権利」とされ、同じく条例第 6 条運用では、「開示請求に際し、直接、請求の理由や利用目的を問うものではない」とされている。

よって、開示請求の公文書が特定できた場合、権利の濫用に当たりうると判断できる場合等は別として、悪意の開示請求を牽制するために、開示請求者へ請求理由や利用目的を確認することは適切ではない。

第 3 本件開示請求が「権利の濫用であり違法」にあたるかについて

本件開示請求に関して、開示請求者は、条例第 5 条による開示請求権を行使し、条例第 6 条に基づき開示請求の手続きを行い、当課（静岡県）は、条例第 7 条に従い、部分開示決定を行ったものである。

公文書開示を請求する権利濫用の禁止に関しては、条例第 4 条に定められているとおりであるが、権利の濫用にあたるかの判断は基準の条例第 4 条解釈において、以下のとおり規定されている。

利用者が、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧

に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ないあるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権利の濫用となるものである。

また、過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる開示請求も同様である。

第1に記載のとおり、令和8年度の当課あて不動産鑑定評価書の開示請求は数件程度であり、第2に記載のとおり、開示請求の理由や目的は確認できないが、当課の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くと明らかに判断できるほどの件数とまでは言えない。

第4 結論

以上のとおり、本件開示請求は権利の濫用で違法とまでは判断できず、当該開示請求に対する労務の提供であり、県に損失が生じていると言えないため、請求人の主張には理由が無く、本請求の棄却を求める。

(注) 意見書原文に即して記載した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 事実関係

ア 令和8年7月15日、B氏は静岡県知事に対して「賀茂郡松崎町江奈字前田255番3」の不動産鑑定に関する文書全てについて、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 同月23日、監査対象機関（財務部財産管理課）は、当該不動産に関する鑑定評価書を作成した請求人に対して、本件開示請求に係る公文書の開示決定等について意見があれば同月29日までに意見書を提出するよう、意見照会を行った。

ウ 同月27日、請求人は、「公文書を開示されることについて支障がある」旨の意見書を監査対象機関（財務部財産管理課）に提出した。

エ 令和8年8月21日、監査対象機関（財務部財産管理課）は、本件開示請求に関して、印影、署名及び口座情報並びに鑑定に係る取引事例等を非開示とする部分開示決定を行い、同年9月11日に開示が実施された。

オ 本件開示請求に対応した財産管理課職員には、同年7月21日に給料が支給されている。

なお、監査対象機関（財務部財産管理課）は、本件開示請求に関して、B氏に対して損害賠償請求を行っていない。

(2) 公文書の開示に関する規程等

ア 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第4条第1項において、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならないものとされている。

イ 静岡県情報公開条例解釈及び運用の基準（静岡県総務部法務文書課作成。以下「基準」という。）において、開示請求が明らかに権利の濫用と判断された場合は、当該開示請求を拒否するものとされており、権利の濫用と判断される場合について、次のとおり記載されている。

【解釈】

1 権利濫用の禁止（第1項）

利用者が、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ないあるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権利の濫用となるものである。

また、過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる開示請求も同様である。

（略）

ウ 情報公開条例第7条において、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に同条各号に掲げる情報（非開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないものとされている。

(3) 給与の支給に関する規程等

給与の支給に関して、次のとおり定められている。

○職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）（抜粋）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（略）第24条第5項（略）の規定に基づき、職員（略）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料表）

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。（略）

(1) 行政職給料表（別表第1）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第25条及び附則第4条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

6 任命権者は、職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付しなければならない

い。

7 任命権者は、前項の規定による格付に従い第1項に規定する給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。(略)

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書等の内容から整理すると次のとおりである。

B氏は不動産鑑定評価書の開示請求を乱発しているため、B氏の開示請求は権利の濫用であって違法であることから、令和8年7月15日にB氏が行った開示請求に対する財産管理課の労務の提供も違法又は不当であり、また、財産管理課が不当に労務の提供を迫られたことにより、少なくとも1万円の損失が県に生じている。財産管理課職員への給料の支給は違法又は不当な支出であるため、返還請求をせよ。また、県がB氏に対する損害賠償請求権を行使しないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であるため、B氏に対して損害賠償請求権を行使せよ。

(2) 判断の対象

請求人の主張の当否を判断するに当たり、「財産管理課職員の労務の提供の違法性・不当性の有無」及び「県に少なくとも1万円の損失が生じているか否か」について検討する。

(3) 財産管理課職員の労務の提供の違法性・不当性の有無

情報公開条例第4条第1項において、公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならないものとされており、基準において、開示請求が明らかに権利の濫用と判断された場合は、当該開示請求を拒否するものとされている。

また、基準において、権利の濫用と判断される開示請求として、「利用者が、特定の部局の保有する全ての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ないあるいはその費用を支払わないなど、情報公開条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くもの」、「過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められるもの」が挙げられている。

本件においてこれをみると、B氏が令和8年7月15日に行った本件開示請求は、特定の部局の保有する全ての公文書の開示請求をするものなどではなく、「情報公開条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くもの」とまではいえない。

また、B氏は過去に開示請求によって得た不動産鑑定評価書等を使用して住民監査請求を行った事実が認められるものの、そのことのみをもって、本件開示請求が、「過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められるもの」とまではいえない。

したがって、本件開示請求が明らかに権利の濫用であるとまでは判断することはできないため、財産管理課職員は、情報公開条例に基づき本件開示請求に対応する義務があったことから、本件開示請求に対する財産管理課職員の労務の提供が違法又は不当であるということとはできない。

(4) 県に少なくとも1万円の損失が生じているか否か

上記(3)のとおり、令和8年7月15日にB氏が行った本件開示請求が明らかに権利の濫用であるとまでは判断することはできないため、財産管理課職員は、情報公開条例に基づき開示請求に対応する義務があったことから、当該開示請求によって財産管理課職員が不当に労務の提供を迫られたということとはできない。

したがって、県に少なくとも1万円の損失が生じているということとはできない。

(5) 自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

職員の給与に関する条例第4条第7項において、任命権者は、給料表により、職員に給料を支給しなければならないこととされているため、任命権者には当該職員に対して同条例に基づいて給料を支給する義務があったことから、給料を支給したものである。

また、(3)に記載したとおり、財産管理課職員の労務の提供が違法又は不当であるということとはできないため、当該職員の勤務の対価として同条例に基づいて給料を支給したことに何ら問題はない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

(6) 自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

(4)に記載したとおり、県に少なくとも1万円の損失が生じているということとはできないため、B氏の県に対する不法行為の成立を認定することはできず、県がB氏に対して損害賠償請求権を行使しないことが違法又は不当であるということとはできない。

したがって、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在しない。

3 結論

以上のことから、県には「違法又は不当な公金の支出」及び「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。